げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

［一・二　略］

（役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法）

第三十六条　法第四十二条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

［一～三　略］

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条　［略］

［2～4　略］

5　法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～十四の二　略］

十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［十五～三十九　略］

［6～15　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

［一・二　同上］

（役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法）

第三十六条　法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

［一～三　同上］

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～十四の二　同上］

十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［十五～三十九　同上］

［6～15　同上］

省令

総務大臣　武田　良太

○総務省令第八号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の十三の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （法第三十三条の五の三の額の算定方法） **第一条の二**　法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	**附　則** （法第三十三条の五の三の額の算定方法） **第一条の二**　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「廃止前暫定措置法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。